

む	ら	た	ま	ち
議	会	だ	よ	り

The Murata Town Council Newsleter

Vol.50
[2004.8.1]

平成16年 6月定例会

菅生平地区地すべり対策



6月定例会 個人情報保護条例など 14議案を可決 16年度一般会計補正予算 2,400万円減額

平成16年第4回定例会

6月定例議会は、6月16日と17日の2日間にわたり開催されました。

この定例会では、条例制定案件が2件、補正予算案件が6件、選挙管理委員会等選挙1件、議員発議案件3件、報告案件2件が審議されました。審議の結果、いずれも原案のとおり可決されました。

条例改正

村田町蔵の町並み駐車場
設置条例制定

蔵の町並みの観光及び商店街利用者の利便性を図るため、町の施設として設置し管理するものです。現在の駐車場は、荒町中央駐車場ですが、建設中の旧派出所跡駐車場も完成後加えられます。

【討論なし 原案可決】

村田町個人情報保護条例制定

この条例は、個人情報の取扱いに関する基本的事項を定め、町の実施機関（町・教育委員会・農業委員会・議会など）が保有する個人情報の開示等を求める個人の権利を明らかにし、個人の権利利益を保護するために制定するものです。

この条例により、町が保有する個人情報についてその本人に限り開示等が可能となります。なお、他人の情報は見ることが出来ません。

条例は16年10月1日より施行されます。

【討論なし 原案可決】



蔵の町並み駐車場

予算

一般会計補正

2千4百万円減額

町の一般会計補正予算は、2千4百万円を減額し、総額で55億5千3百万円とするものです。今回の予算減額の内容は、公共下水道事業などのために特別会計に繰出していた事業費の起債が認められたため、一般会計からの繰出金約4千9百万円を減額するものです。

なお、減額した分の約3千万円は基金に積立されます。



開館10周年を迎える歴史みらい館

補正の増額の主な内容は、村田町の町制施行110周年・町村合併50周年記念と歴史みらい館開館10周年記念事業を実施するための経費約1千万円を予算化したものです。この記念事業は10月に予定し、ピカソ展の開催と式典、記念誌の製作などが行われる予定です。

そのほかの補正では、営生平地区地すべりに係る見舞金60万円、地域商業研究支援事業助成金70万円増などとなっています。

【討論なし 原案可決】

DECIDED MATTERS

こんなことが決まりました

「町道細倉梨木沢・無刀関姥ヶ懐線」の拡幅改良整備の請願

請願は
採択です

請願第1号「町道細倉く梨木沢線 無刀関く姥ヶ懐線拡幅改良整備に関する請願」
(請願者・姥ヶ懐第一区道路愛護会長渡辺長治氏ほか31名)

紹介議員 渡辺人志・平岡正明
3月定例会において委員会に付託し閉会中の継続審査となっていましたこの請願は、審査結果が6月定例会において産業建設常任委員会(委員長斉藤万之丞)より全会一致で採択することに決したとの報告がなされ、本会議においても採択することに決定されました。
【討論なし 採択】

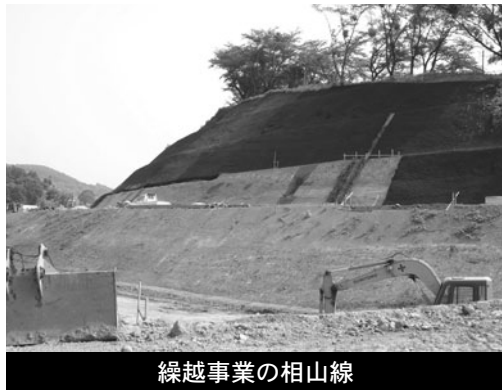
「採択とは」…
請願内容が妥当であり且つ実現可能なものについては、議会の議決により「採択」となります。
採択された内容は、町長に送付され、町長は誠実に対応することになっていますが、請願実現の強制力のあるものではありません。

平成15年度事業・翌年度への繰越分(6月末現在未完成分)

(単位:円)

予算科目	事業名	翌年度繰越額	完成予定日
総務費	村田町役場庁舎内部改修事業	3,489,000	7月31日
農林水産業費	農道笠谷線	38,089,000	8月31日
土木費	道路新設改良・館大河原福田線	3,780,000	8月31日
	市町村道整備事業 櫛道線	27,920,000	10月29日
	相山線	83,930,000	9月30日
	伊勢神社前線	12,770,000	8月31日
	西町薄木線	22,300,000	9月30日
	川畑東山線	77,850,000	10月29日
	街路建設事業 沼辺足立幹線	15,050,000	9月30日
	土木費合計	243,600,000	
教育費	村田第三小学校屋体建設事業	202,100,000	11月30日
特別会計分	公共下水道事業川畑地区ほか	22,580,150	9月30日
繰越合計		509,858,150	

平成15年度の繰越事業について左の表のとおり報告されました。
繰越される事業の内容は土木費と第三小学校体育館が特に多い状況となっていますが、早期完成に向けて努力し、待ち望んでいる地域住民のためにも利用活用が出来るよう望みます。



繰越事業の相山線

村田町
選挙管理委員会
委員・補充員
選挙

任期満了に伴い、村田町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙が議会で行われました。
この選挙は地方自治法に基づき議会において選挙により行うものです。選挙(指名推選)により次の方々が当選されました。
なお、任期は平成16年7月21日より4年間です。

選挙管理委員会委員

大槻 忠寿氏(沼辺北)
藤井 信一氏(足立西)
平間美智子氏(本町)
小林 亨氏(菅生下)

選挙管理委員会補充員

高橋 光男氏(西町)
小川 玲子氏(本町)
渡辺 孝治氏(姥ヶ懐)
小山 勇一氏(菅生上)

地すべり対策

臨時議会 第3回

平成16年5月28日

平成15年度最終補正予算など9案件を承認



平地区地すべり（5月上旬）

平成16年第3回臨時議会

臨時議会が5月28日に開会され、平成16年度一般会計補正予算案件1件、平成15年度最終補正予算承認案件7件、人事案件1件が提案され、全て原案のとおり可決・承認されました。

地すべり対策費

1千6百万円を計上

4月に発見された菅生平地区の地すべり対策として、平成16年度一般会計において約1



仮設住宅の建設（旧農協菅生支所）



地すべり現場

千6百万円が予算化され、内容は、避難世帯に対する仮設住宅等建設工事費が1千万円、住宅賃借料80万円、町職員の配備など対応経費が4百万円などとなっています。

なお、地すべり対策は

長期化になるものと思われるかもしれませんが、今回の予算措置は、当面8月末までの経費として予算計上されています。

固定資産

評価審査委員会

委員の選任

任期満了に伴う、町固定資産評価審査委員会委員の人事案件が提案され、原案のとおり承認されました。

氏名 鈴木光夫氏（再任）

昭和5年7月4日生

住所 沼辺字北寄井140-1

【討論なし・原案承認】

野菜の王様？ メロン…

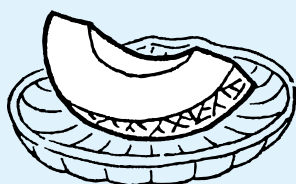


ていたいむ

「果物の王様」といえばメロン。果物屋さんには美味しそうな（高そうな？）メロンが並んでいますよね。

ところがメロンは果物ではなくて「野菜」なのです。「果物」とは、園芸学上の定義によれば、苗木が生長して実がなり、その後も何年も実がなる作物のことですから、ミカン、柿、栗、桃、ブドウなどは果物ということになります。

メロンやスイカが「野菜」だなんて、なんとも不思議な感じがしますね。



一般質問



今後の合併協議会の 論議の中心点について

佐藤 年夫 議員

合併協議会も早いもので、第22回までになった。しかし、実際に決まったのは、新市の名称を柴田市とすること、それから、相当数の調整項目だけだ。さて、今後、合併協議会で論議になる中心点について、質問するので、町長の考え方を尋ねる。

①当面、5年間の新市事務所の位置について。当面5年間ぐらいの事務所の位置だから、人口の多い柴田町役場に、村田の殆どの委員は投票した。しかし、4分の3に至らなかった。今後、まだ決まっていない。今後とも柴田町役場で頑張りたいと思う。当面5年間ぐらいは総合支所方式にするので、今までどおり村田の支所で村田の住民は用をたせるかどうか。

建設場所は、三町の各地域から等距離にある位置になると、当然村田町内になる。この考えは。

③議会議員の定数及び任期の取り扱いについて。私は、三町民が「合併賛成」との住民投票結果が出た場合、在任特例や定数特例を用いずに、原則的に定数30名にして、合併50日以内に市議選挙を行なうことを主張して頑張りたいと思う。ただし、合併直後の最初の選挙に限っては、三町ともそれぞれ10名ずつの定数にして、各町ごとに選挙をする小選挙区制にすべきと思うがどうか。

④合併の時期について。私は、今の合併協議会の協議の進行状況からいって、来年の3月31日までに合併するというのは至難の業だと思う。これは何もわが三町だけでなく、全国的傾向だ。去る5月26日に可決された新合併特例法によると、平成18年の3月31日まで延びた。今後は住民の立場に立つてじっくりと議論できるようにになった。だから私は、合併の期日は、再来年の3月31日にすべきと思うがどうか。

住民に納得の
いく形で進めたい

町長

①当面5年間の新市事務所の位置について、議員が述べたことに、基本的に同様の考え方だ。あくまでも、当面5年間の暫定の事務所ということ、総合支所機能をもって、急激な変化もなく、現在の行政体制が維持されるので、議員も指摘しているように譲り合いの精神によって解決できるものと考えている。

②概ね5年後には新庁舎を建設し、現在ある村田庁舎、柴田庁舎、大河原庁舎をそれぞれの支所としてネット



第24回合併協議会（7月8日）

ワークを組んだ形で均衡のある町づくりをめざすべきと考えている。

③三町の町民から集めた（在任特例や定数特例に対しての）反対署名が相当数あること、合併協議会が昨年実施した住民アンケート調査の中で、合併に期待することとして、56・3%という圧倒的な率で議員や職員の減少による経費の削減と回答していることから、住民の方々の思いを率直にとらえれば、議員が述べている原則選挙でいくべきだと思う。また、小選挙区各町10名ということについては、合併協議会において大いに議論してみようべきだと思う。

④合併特例法が一部改正された、合併協議が進行していない、新市建設計画を議論する時間が確保された、電算システム統合に要する期間が確保された、合併協議会において、委員の一部から合併まで時間がないということだけで、とにかく議論が深まらなかった部分が解消されるものと大いに期待する。



町の諸問題に対する 町当局の見解について

吉野 敏明 議員

1 三町合併について

①これまでの法定協議会の進捗状況を町長としてどう見ているのか。又、今後の法定協議会の進め方はどうあるべきと考えるのかお聞かせ頂きたいと思えます。

②5月の法定協議会の中で新市の事務所の位置について投票があった訳ですが、その結果は柴田が16、大河原が11と言う結果でした。新聞報道では村田町の大部分の委員が柴田町に投票したとのことでしたが、この結果は村田町内のみならず大変な反響を与えたと思います。町民はなぜ柴田なのか、その理由を聞きたいと思っていますので町長としてなぜ柴田に投票したのか、その理由を説明して頂きたい。

③町長は三町合併については町民の皆様の意向を尊重したいと常々言っている訳ですが住民投票において投票率50%以上を成立要件とするとのことですが、もし投票率が50%に届かない状況にあった場合、町民の意向をどの様に確認するつもりなのか。又、投票率が50%未満となり開票しないとなれば住民投票に係る経費

はムダになると思いますが誰がどう責任をとるつもりかお聞かせ願いたい。

2 公共工事について

①15年度の村田町発注の公共工事について、15年度の入札調書を調べてみました。その結果については15年度発注工事33件の内、町内業者落札が31件、町外業者落札が2件と町内業者の落札が全体の97・4%と地元企業育成の面からみて、いい結果だったのかと思います。しかし、町内業者の落札状況を見てみると、特定の業者のみの指名となっており、町内に本店を置く他の企業は1件の指名も受けていない企業が数社ありました。

又、予定価格に対する落札率を見ると特に指名の多い7社の落札率は97・2%となっています。

その中でも驚くことに、町発注工事の全体の8億1千5百89万円の総額のうち5億3千28万円、受注率65・12%を受注している企業がありました。

この15年度の公共工事の入札状況を見て町当局の見解と、今後の入札制度等の

改革の考え方を聞かせたいと思います。

投票率50%未満は合併に無関心と判断

町長

1 三町合併について

①5月27日に開催された合併協議会で通算22回を数え協定項目全部で54項目ある内すでに47項目が確認済みとなり、進捗率87%の状況にあると思います。全体的に見て遅れ気味になっているとは思いますが、合併協議会の目的に沿って住民にしっかりと説明できる新市建設計画を策定し最終的な判断をお願いすることになっていきますので合併まで時間がないというそのことだけを取り上げ議論すべき重要な点を軽視するような進め方だけではできないと思っています。

②投票は無記名投票でありその投票行為は各委員の意思によるもので、それぞれの思いがあると思います。その場において感じたことを申し上げれば、柴田が大河原かの選択にあたっての根底には当面5年間の暫定期間に限ってのことであり、大河原の委員の主張する論

点にややもすると暫定5年間はなく、5年後においてもそのまま継続して新市の事務所と感じ取れた。反面柴田の委員からはあくまでも暫定5年間の事務所の位置の選択であり、5年後においては村田も交えて新市の事務所の位置を協議すべきとの発言があったところ。そのことは将来の柴田市の均衡あるまちづくりを考えたとき、新庁舎の建設も視野に入れながら新市の事務所がどこに位置すべきか大いに議論すべきだと思います。

③村田町の過去5年間の選挙結果はいずれの選挙においても50%は優に超えており、このことから投票率が50%を割ることは想定できないと思っています。それでも万が一の事態が起こった場合以前の投票率から見ても町民の皆様が合併に対して関心無しと判断せざるを得ないと思っています。

2 公共工事について

①現在係争中の事実と微妙な関連があると思われるのでご了承願いたい。



高齢者・障害者支援に 福祉タクシー助成は

山家あつ子 議員

福祉タクシー代助成について

高齢化が進むにつれて車を運転しない高齢者が増えてきています。又、高齢者になりますと身体のごこかに支障をきたして、病院等に通わなければならないのが一般的です。

通院するためには交通の便が確保されなければなりません。交通機関としてバス等がありますが、バスの沿線から離れた場所に住んでいる足腰の弱い人はバスを利用したくてもできない状況で不自由な思いをされている方が多いのが現状です。そのために年金からタクシー代を払って通院されていたり、なかには病院に週2回行く所を1回にしたリ、2週間に1回にしたり工夫して通院されているようです。

通院が大変だからといった理由で入院されますと町の経済的負担も大きくなります。福祉の向上、充実のためにも高齢者、障害者向けの外出支援の施策として福祉タクシー利用助成事業があります。車を運転しない高齢者、

障害者の方にタクシー利用券六百元助成するものです。すでに実施している町村がありますので村田町でもこのような助成を考えていただけではないでしょうか。更に、高齢者の交通手段として町内外に限らず医療機関への通院やスパーなどの買い物等にリフト付ワゴン車を巡回させることができないでしょうか伺いたします。



高齢者・障害者に福祉タクシーは

今後の福祉施策も含め 前向きに検討したい

町長

介護保険の認定が要介護4以上で心身の障害及び傷病等の理由により臥床している方や、身体障害者1級2級に該当する肢体不自由な方、更に一人暮らし等で自宅から一般の交通機関が遠距離のため利用することが困難な方などを対象に、

居宅と医療機関や在宅サービス

を受ける場所に移動するために、リフト付タクシーを利用した場合に月2回を限度として助成しているようでございます。

本町におきましては、村田町社会福祉協議会において移動することが困難な在宅の障害者に対し、車椅子と移動式寝台兼用のリフト付ワゴン車を貸し出す事業を実施して

おります。

これは、基本的には社会福祉協議会の会員限定であります。利用には一定の利用料金及び燃料代等をご負担いただくものでございます。

確かに歩行困難な高齢の方や身体に障害を持つ方にとっては、通院のための足の確保は必要なことでございます。すし、外出支援策として福祉タクシー制度は有効な施策であると考えております。

しかしながら、本町においても各種の高齢者福祉事業や、障害者に対する扶助に取り組んでおること事実でございます。

更には、三町合併の協議が進む中で新たな福祉事業の取り組みには調整も必要となつてまいります。従いまして、リフト付ワゴン車の巡回につきましても財政における歳入不足が深刻化する中で、今後の福祉施策のあり方も含めながら、前向きに慎重に検討してまいりたいと思っておりますのでご理解を賜りたいと思っております。



交通安全対策と 三町合併について

大沼克巳 議員

一、①金谷・広畑線と県道岩沼・蔵王線の交差点に信号機を設置する事に関してですが、県の予算の範囲で設置順番を待っている状況はわかりますが、菅生平地区の地すべりの影響で県道仙台・村田線の迂回路も重なり、更に交通量が増えていますし、スピードを出している車も多いのでかなりの危険が懸念されます。信号機設置を含めた安全確保をどのように考えているのか伺います。

(推定) 7億5千万円が増えるという見方が出来ますが、これについてどのような考えがあるか伺います。

②合併協議会で協定内容がなかなか合意出来なければ、協議会の開催回数を多くする事も必要だと思えますが如何でしょうか。

③来年の3月31日までに合併するか合併の期日を17年度内の日に決め県に届けなければ、現行法での優遇措置がなくなり、財政効果が薄れてしまいます。条例制定、住民説明会と住民投票の時期がいつ頃になるか考えを伺います。

④合併協議会では、本庁を何処に置くかで投票がありました。新庁舎を建てる案と本庁舎に決まった庁舎を改築する案どちらか決めてから本庁舎の話を進めるべきだと思えるのですが如何でしょうか。

⑤合併協議会委員が町民の意見を反映した形で、協議会の場で意見を言えるように町民からの意見の集める機会をつくっては如何でしょうか。



交通量が増えた石生地区

予算の運用を含め対応

町長

一、①金谷・広畑線の開通の折から継続して県に要望していましたが、迂回路としての交通量も踏まえ、改めて要望をしております。地すべり対策の予算の運用・活用を含め関係する部署等にお問い合わせもさせて頂き、一日も早い形で設置して頂くよう考えております。

②「注意」等の標識は道路管理者でも設置は出来ず、岩沼・蔵王線は県に強く要請した所です。交通安全指導隊の拡充については、さらに内部的に協議をし安全確保に努めていきたいと思っております。

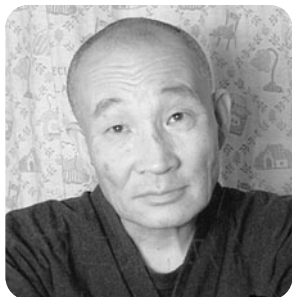
二、①国が、何故合併特例法の改正を行い経過措置を設けたかの主旨を十分に理解し、新市建設計画を議論する時間や法令等の調整期間また電算システムの準備期間等を勘案して議論して行きたい。

②準備等で月2回が限度であるうと思っております。

③7月下旬開催の合併協議会に一番の基点となる新市建設計画が承認される事を願っていますが、新市の事務所や位置、議員の定数及び任期の取り扱いが確認され、新市建設計画の財政計画に反映されなければなりませんので、住民説明会等の日程も明確にならない状況にございます。

④進め方につきましては、合併協議会において調整案を三分割して順に上から確認していくことで合意しております。

⑤村田町のホームページに町民の方々の意見を頂くような配慮をさせて頂いております。



『みたび問う』 合併・竹の内・道路行政

佐藤 正隆 議員

一 みたび、合併について

合併する三町のうちで村田が一番それを必要とし、合併によってもっとも恩恵を得る立場にある、その想いが町民の間に深く浸透している何よりの証拠は、議会で合併反対や慎重論がこれまで一度も表明されていないことで明らかです。

合併協議では、サキを望んで呻吟する老会長の両脇で自己主張している若い柴田町長、村田町長の両副会長。そのように見えてしまいます。副会長としての仕事は会長を補佐し、会長に事故あるときはその任を代行することなのですが。

① 来年3月末の期限までに間に合うように、新市建設計画をえがき、それを元に肅々と住民意向調査を実施する、その決意を会長補佐役としての副会長・佐藤洋治としてお聞かせください。
② 幸い、長い行政経験を有する収入役、他町には例のない合併検討対策を職務とする室長が出席しています。収入役にはこれまで長期にわたって町の収支を見てきた立場から将来的なその展望。対策室長からは昨年9

月に12月議会にでもと約束いただいた近未来の町単独経営の見通しと対策を具体的にお聞かせ下さい。

③ 当町議会には合併調査特別委員会が設置されています。しかし、特別委員会での熱い論議が合併協議の現場にもたらされない、まったく無視される。これはこの町の民主主義の問題で、特別委員会はその機能を停止しています。

町長が合併協副会長の職責を全うするには、協議会委員の総入れ替えを考える時だと思いがいかですか。

二 竹の内総合対策検討委員会について

知事自身が遺憾の意を表明して住民に謝罪し、住民代表をメンバーに入れた竹の内総合対策検討委員会が活動を開始し、処分場問題は一挙に解決か、普通にはそう思われています。

その竹の内総合対策検討委員会設置を提案し、委員の一人として協議に加わっている実感は日暮れてなお道遠しだと言うしかありません。竹の内総合対策検討

討委員会を提案したとき提示した三つの条件は

○ 事務局は従来の廃棄物対策課ではなく新設の別組織とすること

○ これまでの廃対の汚染データを見直して一から調査をし直すこと

○ 委員会が処分場浄化の引延しに利用されるようなら私たちは何時でも総辞任すること

私たちを委員として推薦した町長に辞任の了解も得ておきたいと思いますが、住民団体がこれまで町に求めてきたもっとも大切なことは、町全体で竹の内を共有するということです。私たちは全くの四面楚歌の状態を戦ってき今日に至ったというのが実感なのです。

三 町道高田・関場線、都市計画街路豊田・元館線などについて

○ 心配される路線入り口付近での土地買収交渉不能状態の真偽は。住民福祉を最優先して少ない予算をやり繰りして計画・着工された優先すべき工事。このまま手をこまねいて工事を放置

するのか、迂回路を検討しているのか、強権に訴えても初期の計画を成就する覚悟があるのか。

合併問題を含めて、町としての意思と町施策の優先順位の決定は、その透明性をはかって町民の理解を得ていくべきだと思いますが。

「対話と実行」誤りない町の進路を選択します

町長

一 合併については、先行き不透明な三位一体改革の途中で、先が見通せないときに進めと言う立場にはない。将来に問題のない形で、新市建設計画と村田町単独での計画を示して住民意向調査に臨みます。

当町代表の合併協委員はその立場立場で優れた識見を発揮される方たちです。

二 竹の内は廃棄物量の確定とその撤去、水没道対策、地下水汚染対策について強力に県に働きかけます。

三 町政の優先順位についても持論の対話と実行をはかって、誤りなく進めます。



菅生平地区の地すべり対応策と 菅生簡易郵便局開設について

太田 初美 議員

本町には災害危険箇所として58箇所にあつた災害危険箇所が存在しております。防災の危機管理が叫ばれているこの時期に、地すべり危険箇所指定されている菅生平地区の山林で、亀裂が発生していることを4月26日地元住民から通報を受けました。調査の結果、地すべりの危険性が有り、住民の安全確保が優先と言ふ事から、災害対策基本法に基づき「平地区地すべりに伴う村田町災害対策本部」を町当局が設置し、自主避難から避難指示を出しました。県と町の業務分担による各種の対応策、又、外部支援及び数多くの町民の皆様方からご支援を頂き避難住民は5月16日より仮設住宅での避難生活を送る事が出来ました。ご支援、激励を賜りました町民の皆様、関係機関の皆様に対しまして心から感謝とお礼を申し上げる次第であります。現在、緊急対策工事として変位の沈静化を目的とした押さえ盛土工及び排水ボーリング工を行っており、次のステップとしては現場に適合した恒久対策工事に

早期着手して頂きたたく切に思ふ所であります。県内には、地すべり防止法に基づく地すべり危険箇所が105箇所あり、その内35箇所が地すべり防止区域と認定され、現在対策工事が行われており、この中に平地区も含まれ、地すべり防止区域内であるにもかかわらず今回地すべりが発生した場所は、斜面崩壊の判断は困難な状況との事であります。梅雨時期を迎え、避難指示解除の見通は立っていない状況下で、平地区地すべりに対する対応策に付いて総体的にお伺い致します。①これまで行った県の対応と町の対応策の詳細説明②県に対して行った支援、協力要請の中身と見通は③避難住民に対し今後の様な対応策を検討しているのか④地すべり地帯の恒久対策工事の実施見通と避難指示解除はどうなるか

次に、菅生地区の町に菅生簡易郵便局が開設され、多くの住民が利用致しておりますが、60年間におよぶ郵便取り扱い業務が、4月30日をもって一時閉鎖となつてしまいました。菅生簡易郵便局が、地域に果している役割は大変大きかつたものと認識を致しておる所でありますが、地域住民は戸惑いと不安を抱いております。本町としての地域性を鑑み受託運営を検討しているとの事ですが、菅生簡易郵便局開設の進捗状況と対応策をお伺い致します。



菅生出張所（簡易郵便局予定）

恒久的工事はこれから調査対応を検討

町長

①当該地区は昭和62年建設省の告示により地すべり防止区域の指定をされている事から現場対応は宮城県が行っている。避難住民は住民と直結している地方公共団体の町が担当し、平地区地すべりに伴う災害対策本部を設置した。

②早急なる工事対策の策定と仮設住宅、人的、町政の財政支出に伴う金銭的支援が主たるものである。

③5月16日仮設住宅への移設に伴いプライバシーの確保が出来たものと思う。今後は心のケアと一時帰宅に柔軟に対処するよう考える。

④仮設応急工事を行い、恒久的な工事はこれから調査対応の検討に入る。

○菅生簡易郵便局について

村田郵便局を経由し郵政委託業務契約申込みを日本郵政公社に行い、手続審査を経て9月頃までには業務開始が出来るものと思われる。



当面の課題について

大内 敬子 議員

1 三町合併について

今更という感じですが、三町合併の進捗状況が全然見えない状況にあります。町長は自らの意思表示をし、町民の審判を仰ぐべきと考えますが、町長の考えをお尋ね致します。

2 竹の内処分場について

竹の内処分場が3月以来、宮城県・村田町・住民との合同による「検討委員会」が持たれた。しかしながら検討委員会が充足して以来、進捗状況が全くと言っていいほど見えておりません。不法投棄分、又許可容量を超えた分については早急に撤去してほしいです。現在も地目が田んぼである以上、早急に地権者に田んぼとして引き渡すべきと考えますが、町長の考えをお尋ね致します。

周辺道路については降雨の度毎に道路が冠水し、通学や通勤、日常生活に支障をきたしております。県との関わりがありなかなか難しいとのことですが、どんな方法かでせて子供達が通学できるような暫定的な方策でもすべきと考えますがいかがでしょうか。

3 道路交通網整備について

3月議会にて町長は、新総合計画に定める快適な暮らしの生活環境づくりの実現に向け、消防車の通行や歩行者の安全確保に重点を置いた改良工事を積極的に進めているとして、各道路網の説明をされました。順次、改良工事を施工されていることは大変結構な事です。が、沼辺の中心地である寄井地区は戸数も密集しており、その割にはほとんど手付かずです。寄井地区内道路は自動車が一台通るのがやっとのことで、交差することができません。これでは緊急時に消防自動車等が立ち往生です。請願路線でなくても必要度の高いところは早急に道路の拡幅改良をすべきと考えますが、町長の考えをお尋ね致します。

4 ゲートボール場設置について

沼辺体育センター跡地利用について、先日千塚寄井の老人会有志より、老人の体力増強・増進、コミュニケーションの場としても是非ゲートボール場を作ってもらいたい、建物を建てるまでの間でいいから、建物を作

る場合は速やかに明け渡すということ、依頼された。健康増進のため、是非必要と考えますが、町長の考えをお尋ね致します。

合併については最終的には町長としての責任で判断をする

町長

1 合併の是非は町民の方々の思いを確認し、最終的には町長としての責任の下、判断をしていくことにしております。現在法の下、合併協議会という機関で三町合併を視野に入れて協議を行っている訳ですから、

2 竹の内処分場については許可区域外へ埋められた廃棄物、及び許可容量を超えて埋められた不法投棄分の全量撤去は、知事に強く申し上げている。

3 道路交通網については、請願路線、町の施策として

必要な路線について大字単位を基本として各地域に均等に事業を配分し、整備を進めているところです。

4 沼辺体育センター跡地の利用については、老人クラブの要望・意見等を直接拝聴しました。地元小学校PTA会長、体育指導員、公民館運営審議委員、地元の行政委員等と話し合いをし、福祉施設の整備等を視野に入れながら慎重に検討を加え、前向きに検討して参りたいと考えています。



町内のゲートボール場



主要課題の積極的 解決を図れ

佐々幸一 議員

本町の幾多の山積した行政課題を取り上げ、その対策を町当局に質します。

一 三町合併について

①今、三町合併協議会で「新市の事務所の位置」について三町の町長の意見が分かれています。村田町の佐藤町長は新庁舎建設を要望されており。町長の三町合併における新庁舎建設の位置づけと政治的真意を伺う。

②町独自の自主計画策定は歳入の予想が難しい状況。住民説明会まで策定ができるものか、その進捗を伺う。

二 道路改良整備について

①都市計画街路沿辺足立幹線の本年度の用地買収等の事業計画の詳細を伺う。

②町道高田関場線の用地買収問題で町当局の問題解決のための、その経過と結果を伺う。

③千塚竹の内線について。5月21日の雨で冠水、通行止めとなった。これまで幾度となく町当局に改良整備を訴えてきたが、未だ何の改修もされておられません。しっかりと事業計画を伺う。



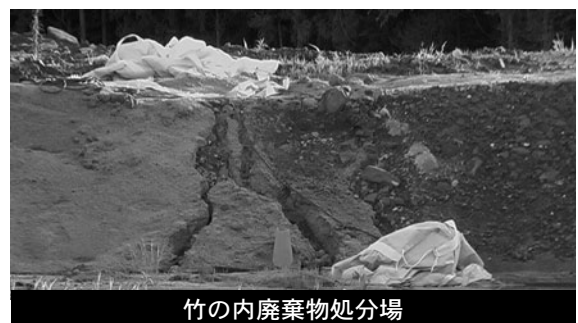
千塚竹の内線（平成14年7月台風6号）

三 竹の内産廃について

①県は避難住宅の確保と健康相談会を行っておりますが、苦しんでいる住民の身になって対処していかないのが現状である。地域住民が安心して暮らせるよう対応策を伺う。

②ボーリングによる水質検査結果、BOD、鉛、ヒ素、総水銀等が基準値をオーバーした。竹の内処分場は低湿地のため度々冠水し、その汚水は荒川に直接放流される。抜本的汚水対策を伺う。

③廃棄物の撤去について。町長は許可区域外及び超過分のすべての撤去を求めると応えているが、それに伴う県当局への活動状況とその結果を伺う。



竹の内廃棄物処分場

四 高濃度重金属含有処分物野積問題について

①水質、土壌検査において、地域住民の不安解消のため継続的検査と検査方法の検討等、町当局の考えを伺う。

②改善命令後、県は状況を精査中であり、今後の対策を検討中である。町は県と協力して一日も早い問題解決にあたるべきである。カドミ、鉛の処分物の全量撤去も含め今後の町の対応策を伺う。

新庁舎建設は 必要である

町長

一 ①プロジェクトの中心事業として新庁舎建設は必要である。

②説明会に間に合うよう策定を急いでいる。

二 ①詳細設計、用地測量の予定。その後、用地買収に入りたい。

②安易な売買契約が起因している。今、抹消依頼書を提出している。

③竹の内産廃処分場との関連の中で解決すべきである。

三 ①県と連携してやって行く。

②処分場の全量調査をみて対応する。

③検討委員会の席で県に申し上げている。

四 ①住民と不安、不信を共有して、継続して検査をやって行く。

②処分物ストックヤードについては係争中であり、今後、県とタイアップして対応して行く。

こんなことが決まりました

地方の意見を聞け！

意見書提出

地方交付税の大幅削減 の中止を求める意見書

政府の「三位一体の改革」により、今年度は地方交付税と臨時財政対策債を加えた額が、前年度に比べて2兆9千億円（12%）の減となり、本年度予算編成に重大な影響を与えた。交付税等の一方的削減は、地方財政を深刻な危機に追い込み、地方自治の根幹をゆるがすものであり、今後は繰り返すべきではないと考える。地方公共団体は、住民の福祉の向上をめざし、効率的な行財政運営に努めている。しかし、長引く景気の低迷による税収減や政府の経済対策にともなう公債費負担の増加により、きわめてきびしい財政状況にある。

一方、地域住民の福祉施策の充実や地域産業振興など、住民の行政需要にこたえていかなくてはならない。こうしたときに政府が進める「三位一体の改革」は、地方財政をいっそう深刻にし、住民のサービス低下をもたらすものであってはならない。

よって政府におかれては、下記の点について実現されるよう強く要望する。

一 地方交付税を大幅削減する計画を中止し、財源保障機能と財政調整機能を堅持し、地域の事情を十分踏まえ、平成15年度を基本に行財政運営に支障がないよう所要総額を確保すること。

一 生活保護費や義務教育費など、福祉・教育に関する国庫補助員負担制度を堅持すること。

一 税源移譲にあたっては、税源基盤の脆弱な地方公共団体に対して、地方交付税を充実するなどの特段の配慮をおこなうこと。

提出先 衆議院議長 参議院議長

内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣

寒冷地手当見直しに 関する意見書

人事院は、本年度の勧告で寒冷地手当の抜本見直しを行う方針を固め、4月19日には、寒冷地手当の支給対象地域の見直し案を明らかにしました。しかし、この見直し案は、寒冷地雪地の生活実態や地域の実情を全く顧みないものであるばかりか、寒冷地手当制度の意義さえ否定するものであります。

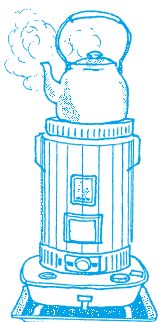
寒冷地手当は、寒冷積雪地に働き、生活するものにとつて欠くことができないものです。しかも、支給対象者が公務員労働者だけでなく、多くの民間企業労働者、農協など団体職員、政府・地方自治体関連職員など多数が準拠しており、見直しの影響ははかり知れないものがあります。

さらに、この見直しによつて地域経済にも大きな打撃を与えることは必至です。地域経済は長引く不景気により疲弊しており、寒冷地手当の見直しによる消費縮小が地域経済のさらなる悪化に結びつくことが懸念されます。

よって、政府及び人事院においては、本年の人事院勧告や給与改定にあたっては、このような事情を十分に配慮し、現在の寒冷地手当制度や支給水準を維持するよう強く要請します。

提出先 内閣総理大臣 財務大臣

文部科学大臣 厚生労働大臣
総務大臣 人事院総裁



義務教育国庫負担制度の 堅持等を求める意見書

義務教育費国庫負担法は、憲法・教育基本法に定められた国民の教育権を保障するため「国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的」とした法律です。

しかし、昭和60年度予算で義務教育費国庫負担金から旅費・教材費が除外されて以来、この間に恩給費、共済費の追加費用等が除外されました。平成16年度には退職手当・児童手当が国庫負担金からはずされました。いま、「三位一体の改革」のなかで、「義務教育費国庫負担制度の見直し」が大きな焦点になっています。

総務省などからは、「平成18年度までに義務教育費国庫負担金全体の一般財源化」、さらに改革の前倒しとして「学校事務職員などの給与等の一般財源化（制度から適用除外）」が提案されています。義務教育費の国庫負担金が全額削減されると、地域に大きな教育格差を生じさせてしまいます。「三位一体の改革」では、削減額の全額を地方に税源移譲するといわれていますが、移譲されたとしても38道府県で現在の国庫負担金額より税源移譲額が下回る試算がされています。ほとんどの道府県では深刻な財源不足に陥り、現行の教職員配置が困難になります。

42都道府県まで広がってきた少人数学級の取り組みも、後退を余儀なくされています。よって政府は、憲法・教育基本法に規定された「教育の機会均等」を保障するために義務教育費国庫負担制度を堅持し、学校事務職員・栄養職員を同国庫負担制度の対象から除外しないよう要望致します。

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣

財務大臣 文部科学大臣 総務大臣

常任委員会 リポート

Standing Committee Reports

町税の賦課、徴収

General Affairs

総務常任委員会

■町税について

町税は、普通税と目的税に2分類されます。

普通税には、①町民税（個人・法人）②固定資産税（土地・家屋・償却資産）③軽自動車税（原付自転車・二輪小型自動車・小型特殊自動車・軽自動車）④町たばこ税があります。

目的税には、①入湯税②国民健康保険税があります。

■町税等収納特別対策本部による活動状況

景気低迷の長期化により、納税の滞納者の増加にともない、未納額も年々増加傾向にあり本町の行財政運営に影響を及ぼさないよう、収納対策本部によって徴収事務の強化を図っております。

■活動状況

- 戸別訪問により徴収対策を実施
- 催告通知送付・財産調査着手予告通知書送付
- 夜間納税相談開設等の活動を行いました。

○委員会所見

地方自治体を取り巻く環境は年々厳しくなり、雇用や所得環境が依然として回復傾向に向かっていない状況を反映し、税収の伸び悩みや滞納の増加等行財政運営に影響を及ぼしかねない状況であります。税は国民の義務であり、税によって生活環境、社会福祉の整備等の充実に図られ文化的な生活を営むには、更なる納税を促す啓蒙活動と整備を図らなければならぬと考えます。



委員会 風景

竹の内産業廃棄物処分場の廃止に向けて

Education and publicwelfare

教育民生常任委員会

■竹の内処分場ボーリング調査結果について

調査の結果全7ヶ所の調査地点より国の基準値を上回る鉛が測定されましたが、その原因は特定されませんでした。また、処分場の地下水の水質を調べると、7地点全てにおいて鉛が基準値を上回り、そのほかには素と水銀が2ヶ所3ヶ所で基準値を超えておりました。

県では処分場外の水質調査では基準値を上回ってはいないと強調する一方、悪臭などの原因は分からなかったが今後共継続して調べるとしている。地元としては廃棄物の撤去が必要と指摘する。

■県設置「村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場総合対策検討委員会」について

- 目的 村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場の廃止に向けた対策を総合的に検討する

●委員 村田町長が推薦する住民（7名）、学識経験者（10名）、村田町長が指名する町職員（1名）、県職員（2名）

■竹の内地区産業廃棄物最終処分場の廃止に向けての今後の町の取り組みについて

検討委員会において、浸出水対策・発生ガス対策・有害物質対策など早急に検討していただき、出来るものから直ちに対処してもらうよう、町としても検討委員会、あるいは機会ある度に住民の方々と共に働き掛けを行ってまいります。

○委員会所見

検討委員会も設置され、これから処分場の廃止に関して、具体的・専門的に検討するが、「検討委員会が出来たから安心ではない。これからが大変で終わりでない」「対策も必要だが、まず住民が困っている問題を先にやって欲しい」「引き延ばさずに早くやって欲しい」など、切実な意見が出た。早急に検討委員会・専門部会の結論を出し、対策本部も今後の対応を迅速にやっていただきたい。また、一日も早い環境整備を行い、住民が不安のない生活が出来るよう町も強く県に要望していただきたい。

産業建設常任委員会

「米政策改革大綱」が平成14年12月に決定され、この大綱に基づき具体的な政策が平成16年度からスタートします。

最大のポイントは「米づくりの本来あるべき姿」を平成22年までに実現することであり、遅くとも平成20年度には農業者や農協など農業者団体が主役となった需給調整を実現する姿を構築することを明確に打ち出した点であります。

平成16年度から始まる新しい政策は、18年度までの3ヶ年の施策となります。

■平成16年度村田町配分面積について

①米の作付目標面積

6百57・4ha

(目標数量…3千2百83t)

②配分対象 全稲作農家

※配分対象は、1㎡以上耕作している農家全て

③目標配分率68・1%

※生産調整配分率31・9%
(前年34・4%)

④加工用米予定数量
2千袋(1袋30kg)

■水田農業ビジョンについて

水田農業推進『六つの方策』

①売れる米づくり

②需要に応える土地利用型作物生産の本作化

③飼料作物の生産拡大による効率的土地利用

④園芸作物等の生産拡大

⑤担い手の育成と生産基盤の整備

⑥販路拡大と地産地消の展開

○委員会所見

水田農業構造改革初年度、美味しい村田の米づくりを強力に推進致す為には、良質な水が水田に注がれることが何よりも重要な事であり、委員会と致してもこの点に最も心を痛めており、また、生活環境課の水質調査結果によりますと、本町の全ての河川において稲作経営に何ら支障がないとの調査結果であります。

委員会においては、町に対し今後一層の水質向上の為の努力と、啓蒙活動等の展開に期待します。

人事異動がありました

7月1日付けで議事事務局職員の異動がありました。

今後ともよろしく願います。



新係長
半澤 祥文
(農林振興課主査)



前次長
高橋 俊雅
(税務課参事兼
収納対策室長)

議会用語一回メモ

『議場』とは…

議会本会議が開かれる場所を「議場」と言います。議場は、議会活動の中心となる神聖な会議の場所です。

議場における席の配置は、議員の「議席」と町執行部の「執行部席」が対面する形になっています。

議員は決められた議席に座ります。議席番号は議長席から見て最前列の左端から1番とし、順次右端に及び、後ろの2列目以降に同様に付されています。

議員は議会に出席の際、議席机上の氏名標を立てます。

本町議会の議場は、役場の3階にあります。議会開催中は傍聴することができますので、どうぞお越しください。

お詫びと訂正をします

むらたまち議会だより(49号・2004・5・1発行)の内容の一部誤りがありましたので訂正させていただきます。

○第1回臨時議会の物品取得(21ページ)の取得価格「8千400万円」は、「**840万円**」の誤りでした。

○16年度議会開会計画(最終ページ)の6月定例会開会日「6月13日」は、「**6月16日**」の誤りでした。

今後このようなことのないように委員一同慎重に編集したいと思います。

COUNCIL DIARY 議会日誌

- 5/7 合併協議会委員事務説明会〔村田代表〕
- 5/11 合併調査特別委員会
- 5/12 合併協議会〔第21回〕（大河原町）
- 5/13 宮城県議会建設企業委員会視察来町（菅生地区）
- 5/18 総務常任委員会
- 5/19 仙南地域広域行政事務組合議会研修視察（広域施設）
産業建設常任委員会
- 5/20 教育民生常任委員会
- 5/24 合併協議会委員事務説明会〔村田代表〕
- 5/25 地方財政危機突破総決起大会（東京都）
- 5/27 合併協議会〔第22回〕（大河原町）
- 5/28 第3回村田町議会臨時会本会議（1日間）
- 6/11 議会運営委員会
- 6/14 全員協議会
- 6/15 宮城県町村議会議長会臨時総会（仙台市）
- 6/16 第4回村田町議会定例会本会議（1日目）
- 6/17 第4回村田町議会定例会本会議（2日目）
- 6/22 合併協議会委員事務説明会〔村田代表〕
- 6/24 合併協議会〔第23回〕（大河原町）
- 6/28 仙南地方町村議会議長会監事会（大河原町）
仙南地方町村議会議長会議（川崎町）
- 7/2 議会広報編集審査特別委員会
- 7/5 合併協議会委員事務説明会〔村田代表〕
- 7/8 合併協議会〔第24回〕（大河原町）
議会広報編集審査特別委員会
- 7/13 行財政研修会（角田市市民センター）
- 7/15 議会広報編集審査特別委員会
合併協議会委員事務説明会〔村田代表〕
- 7/21 宮城県町村議会議長会議員講座－総務－（仙台市）
仙南地域広域行政事務組合議会運営委員会
- 7/22 宮城県町村議会議長会議員講座－教育民生－（仙台市）
合併協議会〔第25回〕（大河原町）
- 7/23 宮城県町村議会議長会議員講座－産業建設－（仙台市）
- 7/26 議会広報編集審査特別委員会
- 7/27 教育民生常任委員会
- 7/28 産業建設常任委員会
- 7/29 総務常任委員会
- 7/30 仙南地域広域行政事務組合定例議会

平岡たつのさんが5月8日に満100歳の誕生を迎えました



（小泉地区出身・柏松苑在住）



議員は、公職選挙法の規定により年賀状、季節の挨拶状などが規制されております。ご理解をお願いします。

議会を傍聴しませんか
議会は誰でも傍聴できます



次の定例会は、9月3日開会予定です
詳しくは議会事務局まで TEL83-6410 有線4203



▼残暑お見舞い申し上げます。今年は去年と違って暑い夏が予想されます。稲作などの農作物も豊作になることを心から期待したいものです。

▼議会だよりも今回で50号という節目を迎えることができました。今後はもっと判りやすい、見やすい議会だよりを皆様に見て頂ける様にしていきたいと思っています。

▼8月13日から29日までの17日間、いよいよアテネオリンピックが開催されます。28競技301種目において、人間の限界を超えた感動と、表彰台に一つでも多くの日の丸が掲揚されることを期待したいと思います。

▼私達議員も昨年の改選から一年が過ぎようとしています。これからも少しでも町民の皆様のご期待に添えるよう議員活動をしてまいりたいと思いますので、これからの議員一人一人の活動をみて頂きたいと思っています。

議会広報編集審査特別委員会

委員 吉野敏明

R100

この議会だよりは古紙100%の再生紙を使用しています。